

2023年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算
及び介護職員等ベースアップ等支援加算における賃金改定について

賃金改定内容

【介護職員処遇改善加算に依る分】

対象：介護職員

- ① 基本給 2014(H26)～2023(R5)年度の昇給分
- ② 職能給 2014(H26)～2023(R5)年度の増額分
- ③ 夜勤手当増額分…2,000円/1回（グループホームあいわは3,000円/1回）
遅番手当増額分…1,000円/1回
- ④ 介護職員手当 全額
常勤職員に対し初年度月額10,000円支給
*勤続年数1年毎に、月額500円ずつ増額する。上限を月額20,000円とする。
*リーダー・サブリーダーは上記に加え月額4,000円を増額する。
- ⑤ 本加算による介護職員の社会保険料の法人負担増額分
- ⑥ 非常勤職員 2009(H21)～2023(R5)年度の昇給分

【介護職員等特定処遇改善加算に依る分】2019(R1)年度～2023(R5)年度の増額分

対象：全職員（但し、介護職員以外で年間給与440万円以上の職員及び居宅介護支援事業所職員は対象外）

- ① 介護職員の職務給 2020年度からの給与体系変更による増分
- ② 全常勤職員の前歴手当(全額)
- ③ 本加算による全職員の社会保険料の法人負担増額分
- ④ 介護職員以外の非常勤職員の2020年度からの給与体系変更による増分

【介護職員等ベースアップ等支援加算に依る分】

対象：全職員（但し、居宅介護支援事業所職員及び宿直専従者は対象外）

- ① 処遇改善手当(全額)
- ② 本加算に依る一時金(全額)
- ③ 本加算による全職員の社会保険料の法人負担増額分

*介護職員処遇改善加算は介護職員のみが対象です。

*介護職員等特定処遇改善加算は「経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認める」とされており、介護職員以外の職員も対象となります。

*本法人では上記に合わせて2020年4月1日より給与体系を改定しましたので、処遇改善による賃金改定の具体的な項目も2019年度までと大きく変わっています。

*介護職員等ベースアップ等支援加算は居宅介護支援事業を除く4事業が給付対象となっており、本法人では宿直専従者以外の全職員に処遇改善手当として支給します。